

栃木県知事 福田 富一 様

## お 願 い

寒冷の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本反対同盟会の活動につきましては、常日頃より深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、環境省より1月30日付で塩谷町総務課指定廃棄物処分場対策班あてに指定廃棄物処理施設詳細調査候補地の現地確認についての文書が送付され、2月2日に現地調査に入るとのことです。

本反対同盟会は平成27年1月22日付で環境省に対し『環境省の現地立ち入りそのものを認めないという町民の意思』を表明させていただきました。

しかし、今回のこの行動は私たち町民の意志を無視するものであり、環境省が言う『親切丁寧な住民説明』とはかけ離れたものではないかと感じております。

私たちは、過去の市町村長会議の資料等からも、現地測量は詳細調査の一部と捉えることができるため、現地立ち入りを認めることができなと言っています。1月16日付の環境省の町からの質問書に対する回答を見ても、詳細調査を実施さえすれば、どんなに不適な条件があっても建設可能にしてしまうという内容が記されており、そのことに我々町民は不安を感じているのです。

これらの不安・疑念が完全に払拭されない限り、同盟会としては環境省の現地への立ち入りを認めることはできません。

2月11日に塩谷町は町制施行50周年を迎え、盛大とはいかずとも心のこもった式典が挙行できるよう町民は願っています。栃木知事もご出席いただけると聞いております。その矢先の現地確認は私たちの町の歴史を踏みじるともとれる行為と感じています。

私たちはこのような行動を許すことができず環境省に断固として抗議する旨を1月30日に伝えました。

そこでお伺いします。このような事態を福田知事はどうお考えでしょうか。塩谷町と環境省だけの問題なのでしょうか。特措法の基本方針で各県処分とされている以上、最終的な権限は環境省にあるとしても栃木県としての考えを再考していただくことはできないのでしょうか。

私たちも知事と同じように県内170箇所にある指定廃棄物は1箇所

に集約することが理想だと思っています。本町の見形町長は福島第一原子力発電所の敷地内に集約と言っておりますが、それは知事が言っている1箇所集約の延長線上にある真の意味での理想であると私たちは思っています。

しかしながら、現実的には福島第一原子力発電所の廃炉作業は国の対応策が具体的効果を上げておらず、一向に見通しがつかず、その理想論を成就するのはなかなか難しいとも思っております。もし1箇所に集約するとしても、そこまでの輸送手段や輸送経路の沿線住民の理解など様々な懸念があると思います。

それであれば現在の県内170箇所の保管場所を自然災害にも耐えられる強固なものとして一時的な保管を継続し、その間に最終処分場問題を慎重に考えるべきではないでしょうか。

そもそも福島第一原子力発電所の事故によって汚染された地域は一つのエリアとして考えるべきではないでしょうか。事故当時は混乱状況であり、その対応を各県に割り振ったことはやむを得ない事とは思いますが、事故から間もなく4年が経とうとしており、今は冷静に考えることができる時期であると思います。特措法の基本方針による各県処分は見直すべきでところに差し掛かっており、県単位毎に協議・検討するのではなく、汚染地域全体としてのエリアの中で対応をしていくよう、そのエリア内にある都県の知事で対策調整会議のようなものを作り、環境省の責任の下に対応策を考えるべきではないでしょうか。各県処分で各都県の知事に対応を任せることにより、統一性や一体感がなくなり、そのことが住民不安を煽っていることに、国には気付いてほしいと思います。

私たちは塩谷町の自然環境豊かなかけがえのない場所を無残にも破壊して、最終処分場を作らないでほしいといっているだけなのです。この問題は各県処分の見直しという基本的な考えを変えるだけで乗り越えられる問題ではないでしょうか。

どうか県知事として塩谷町民の考えを理解して下さい。塩谷町は栃木県の25人の中の1人の子供だと思っています。知事のごことは父だと思っています。子供が困る姿に目をそむけないで下さい。この問題は塩谷町だけの問題ではなく栃木県全体の問題でもありますので、この問題の解決にあたり栃木県の父である福田知事には寛大なるご英断をいただけますようお願い申し上げます。

平成27年2月1日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会  
会長 和 氣 進